

事務連絡  
平成31年3月28日

各府省庁

人事担当課 御中

立法・司法機関

平成31年度における精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の  
受講に当たっての留意事項及び同講座のe-ラーニング版について

厚生労働省職業安定局雇用開発部  
障害者雇用対策課

各府省（「地方支分部局」を含む。）において、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（以下「養成講座」という。）の受講を希望する場合の取り扱いについては、平成30年10月4日付け事務連絡「公共職業安定所への障害者求人申込み及び精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の受講に当たっての留意事項について」により通知したところです。

他方で、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人の機関（以下「国等」という。）の職員を対象とした養成講座は、実施回数等に限りがあるところです。

そのため、平成31年度の養成講座の受講を希望する場合には、上記の事務連絡によらず、下記1にご留意いただきますようお願いいたします。

また、養成講座のe-ラーニング版を下記2のとおり公開する予定ですので、積極的に活用ください。

## 記

### 1 集合講座及び出前講座について

#### (1) 集合講座について

各都道府県労働局において、企業の一般労働者等を対象としたものとは別に、国等の職員を対象とした集合講座を開催します。具体的な開催内容・時期は別途ご案内しますが、集合講座の実施回数・定員に限りがあることから、受講者数を調整させていただくことがありますので、ご承知おきください。

#### (2) 出前講座について

各府省庁等（出先機関を含む。）での出前講座については、労働局やハローワークの支援体制の範囲で可能な限り開催が可能です。

各府省庁等（出先機関を除く。）において出前講座の実施を希望する場合には、各府省庁等のリエゾンを通じて厚生労働本省に照会してください。また、出先機関において出前講座の実施を希望する場合には、労働局又はハローワークの相談窓口担当者（相談窓口担当者を置いていない場合は、労働局の職業安定部職業対策課又はハローワークの専門援助部門）に相談してください。

(3) 受講対象者について

受講を効果的なものとするため、主に職場内で精神・発達障害者と同僚として共に働いている職員又は働く予定となっている職員（非常勤職員も含む。）を受講対象としますので、ご注意ください。

(4) 受講内容の共有について

受講者を一つの起点として、職場内の精神・発達障害に対する知識と理解が深まっていくよう、受講者は、養成講座の内容を職場内で積極的に共有していただくようお願いいたします。

2 養成講座の e-ラーニング版について

平成 31 年 3 月 29 日（金）14 時より、養成講座の e-ラーニング版を厚生労働省ホームページ（下記 URL）に公開する予定です。

本 e-ラーニング版は、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）の 2 (3)イ「障害者と共に働く同僚・上司の理解促進」に関連するものです。

各府省庁等においては、精神・発達障害者に対する知識と理解の促進を図る上で、本 e-ラーニング版を積極的にご活用ください。

<<養成講座 e-ラーニング版の掲載先 URL>>

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaihakoyou/shisaku/jigyounushi/e-learning/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/shisaku/jigyounushi/e-learning/)

（照会先）

厚生労働省職業安定局雇用開発部

障害者雇用対策課地域就労支援室

根本（内 5837） 鈴木（内 5788）

E-mail:

nemoto-tomoyuki@mhlw.go.jp

suzuki-shuuichi@mhlw.go.jp